

育児サポート制度の概要

【女性職員】

① 妊娠中の休暇制度

各制度名	制度の概要
妊娠障害(つわり休暇)	つわり、切迫流産などの妊娠障害のために勤務することが困難な場合、14日以内で取得できます。
健康診査及び保健指導に係る休暇	妊娠中の職員が健康診査又は保健指導を受ける場合、妊娠期に応じて取得できます。
通勤緩和措置	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合、勤務時間の始め又は終わりに日に1時間以内で取得できます。
職員の休息等	妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、適宜休息し又は補食したいとき、その都度必要と認められる時間を取得できます。
危険有害業務の就業制限	妊娠中の女性は、重量物を取り扱う業務やその他妊娠、出産、哺育等に有害な業務に従事することが制限されています。
時間外勤務及び深夜勤務の制限	妊娠中の女性から請求があった場合は、1日8時間、1週間40時間を超えて労働させてはいけないこととなっています。また、同様に時間外、休日労働、深夜業をさせてはいけません。

② 出産前後の休暇制度

各制度名	制度の概要
分べん(産前産後)のための休暇	分べんに当って、産前は分べん予定日前8週間目(多胎妊娠の場合14週間目)、産後は分べんの日後8週間目まで取得できます。
分べん後の健康診査及び保健指導に係る休暇	分べん後に健康診査及び保健指導を受ける場合、分べん後1年以内に1回取得できます。
産後の危険有害業務の就業制限	産後1年を経過しない女性は、重量物を取り扱う業務やその他哺育等に有害な業務に従事することが制限されています。
産後の時間外勤務及び深夜勤務の制限	産後1年を経過しない女性から請求があった場合は、1日8時間、1週間40時間を超えて労働させてはいけないこととなっています。また、同様に時間外、休日労働、深夜業をさせてはいけません。

③ 育児中の休暇制度

各制度名	制度の概要
育児休業	3歳に満たない子を養育する場合に取得できます。

④ 職場復帰後の休暇制度

各制度名	制度の概要
育児時間	3歳に満たない子を養育する場合、勤務時間の始めと終わりなど1日2回(1回につき30分以内)取得できます。

各制度名	制度の概要
時間外勤務の免除	3歳に満たない子を養育する職員が請求した場合、その職員の業務上著しく困難な場合を除いて時間外勤務をさせてはならないこととなっています。
部分休業	子が小学校就学前までの間、その子を養育するため勤務時間の始め又は終わりに、1日2時間以内で取得できます。
育児短時間勤務	子が小学校就学前までの間、その子を養育するため4つの勤務形態（週3日で19時間25分～週5日で24時間35分）により時間短縮した勤務できます。
深夜勤務及び時間外勤務の制限	小学校就学前の子を養育する職員が請求した場合は、その職員の業務上著しく困難である場合等を除いて深夜勤務や1月24時間、1年150時間を超える時間外勤務をさせてはならないこととなっています。
時差勤務制度	小学校就学前までの子を養育している場合や放課後児童クラブに託児している小学生の子を迎えに行く場合、午前7時30分から午前9時30分の間で勤務開始時間を変更することができます。
子の看護休暇	中学校就学前までの子を養育する場合、その子の看護をする必要があるとき、又は予防接種や健康診断を受けさせるとき、養育する子1人で1年に5日以内（養育する子2人以上の場合は10日以内）で取得できます。

【男性職員】

① 妻の出産前後の休暇制度

各制度名	制度の概要
出産補助休暇	入退院の付添い、出産時の付添い、出産に係る入院中の世話、出生の届出など配偶者の分べんにあたり3日以内で取得できます。

② 男性職員も取得できる育児休暇制度

各制度名	制度の概要
育児休業	3歳に満たない子を養育する場合に取得できます。
育児時間	3歳に満たない子を養育する場合、勤務時間の始めと終わりなど1日2回（1回につき30分以内）以内で取得できます。
時間外勤務の免除	3歳に満たない子を養育する職員が請求した場合、その職員の業務上著しく困難な場合を除いて時間外勤務をさせてはならないこととなっています。
部分休業	子が小学校就学前までの間、その子を養育するため勤務時間の始め又は終わりに、1日2時間以内で取得できます。
育児短時間勤務	子が小学校就学前までの間、その子を養育するため4つの勤務形態（週3日で19時間25分～週5日で24時間35分）により時間短縮した勤務できます。
深夜勤務及び時間外勤務の制限	小学校就学前の子を養育する職員が請求した場合は、その職員の業務上著しく困難である場合等を除いて深夜勤務や1カ月24時間、1年間150時間を超えて時間外勤務をさせてはならないこととなっています。
時差勤務制度	小学校就学前までの子を養育している場合や児童クラブに託児している小学生の子を迎えに行く場合、午前7時30分から午前9時30分の間で勤務開始時間を変更することができます。
子の看護休暇	中学校就学前までの子を養育する場合、その子の看護をする必要があるとき、又は予防接種や健康診断を受けさせるとき、養育する子1人で1年に5日以内（養育する子2人以上の場合は10日以内）で取得できます。